

様式1

貝塚市条件付一般競争入札参加申込書

令和 年 月 日

貝塚市長 酒井 了 様

申込者

所在地

商号又は名称

代表者名

印

この度、貝塚市発注の下記業務における条件付一般競争入札に参加したいので、別紙書類を添えて申し込みます。

委 託 名	環境騒音等測定業務及び面的評価実施業務委託
業 務 場 所	貝塚市内一円
委 託 期 間	契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで
担 当 者 名	
T E L	
E-mail	
<b>【提出書類】</b> 1 条件付一般競争入札参加申込書（様式1） 2 条件付一般競争入札参加受付票（様式2） 3 会社概要書（様式3） 4 同種業務実績書（様式4）及びその実績を証明する書類 5 配置予定業務責任者経歴書（様式5） 6 貝塚市暴力団排除条例に係る誓約書（様式6）  実績を証明する書類については、様式3の添付書類に関する注意書きを熟読のうえ、必ず添付すること。 ※上記のほか、申込書チェックリスト（別紙）を添付すること。  <b>【提出期限・方法】</b> ・添付書類は、左綴りでA4サイズの紙ファイルに綴じること。 ・ <u>応募締切日 令和7年8月29日（金）午後5時まで</u>	

※提出書類の綴り方は、チェックリストを参照すること。

条件付一般競争入札参加受付票

申込者 所在地  商号又は名称  代表者名  E-mail アドレス： (様式 1 の E-mail と同じアドレスを記入してください)	受付印
委託名	環境騒音等測定業務及び面的評価実施業務委託
実施場所	貝塚市内一円
委託期間	契約締結日から令和 8 年 3 月 21 日まで
設計図書 配付	設計図書の配付方法については、入札参加資格を得た方のみ、審査結果とともに通知します。
入 札	と き 令和 7 年 9 月 1 9 日 (金) 午後 1 時 30 分 ところ 貝塚市役所第二別館 2 階入札室
<p>※ <u>この受付票は、入札時には必ずご持参ください。</u></p> <p>※ 入札は、各者 1 名のみでの出席とします。</p>	
<p>※ 留意事項</p> <p>1 入札参加申し込み受付後、資格審査を行い、審査結果は令和 7 年 5 月 15 日に電子メールにて申込者に直接通知 (連絡) します。                  また設計図書の配付方法については入札参加資格を得たかたのみ、審査結果とともに通知します。</p> <p>2 入札時に入札金額の根拠となった積算内訳書の提出が義務づけられています。(詳細は、別途指示によります。)</p>	
(貝塚市市民生活部環境衛生課)	

(様式3)

会社概要書

商号又は名称		
所在地		
設立年月日		
資本金	円	
年間売上高	千円 ( 年 月～ 年 月)	
総従業員数	うち、環境計量士 (騒音・振動関係)	人 人
主な業務内容等		
本業務担当部署名		
本業務担当部署所在地		
本業務担当部署の技術者総数	うち、環境計量士 (騒音・振動関係)	人 人
計量証明事業 登録証	事業の区分：音圧レベル	事業の区分：振動加速度レベル
	登録年月日 登録番号	登録年月日 登録番号
その他特記事項 (PR すべき事項等があれば記載)		

(注1) 登録証の写しを添付すること。

(様式4)

同種業務実績書 (過去5年 令和2年4月1日～令和7年3月31日まで)

番号	履行期間	発注者名	業務名称	契約金額 (単位:千円)	環境騒音等測定業務及び面的評価 実施業務の概要
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

(注1) 実績を証明できる書類の写しを添付すること。

(様式5)

配置予定業務責任者経歴書

令和7年4月1日現在

業務責任者氏名		生年月日	
所属・役職		職種	
保有資格（資格の種類＜部門・科目＞、登録番号、取得年月日）			
資格の種類（部門・科目）		登録番号	取得年月日
実務経験年数			
年			
手持ち業務の状況（令和7年4月1日現在）を記載すること。			
業務名	発注機関	履行期間	契約金額
			千円
契約金額合計			千円
備考			

(注1) 保有資格の資格者証の写しを添付すること。

(様式6)

事業名 環境騒音等測定業務及び面的評価実施業務

## 誓約書

私は、貝塚市が貝塚市暴力団排除条例に基づき、公共工事等により暴力団を利することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約から排除していることを承知したうえで、下記事項について誓約します。

### 記

- 一 私は、貝塚市の公共工事等を受注するに際して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は貝塚市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者（以下「暴力団員等」という。）のいずれにも該当しません。
- 二 私は、本誓約書一の暴力団員等の該当の有無を確認するため、貝塚市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 三 私は、本誓約書及び役員名簿等が貝塚市から大阪府貝塚警察署に提供されることに同意します。
- 四 私が本誓約書一の暴力団員等に該当する事業者であると、貝塚市が大阪府貝塚警察署長から通報を受け、又は貝塚市の調査により判明した場合は、貝塚市が貝塚市暴力団排除条例及び貝塚市公共工事等暴力団排除措置要綱に基づき、貝塚市ホームページ等において、その旨を公表することに同意します。
- 五 私が貝塚市暴力団排除条例第7条に規定する下請負人等を使用する場合は、これら下請負人等（ただし、契約金額500万円未満のものは除く。）から誓約書を徴し、当該誓約書を貝塚市に提出します。
- 六 私の使用する下請負人等が、本誓約書一の暴力団員等に該当する事業者であると、貝塚市が大阪府貝塚警察署長から通報を受け、又は貝塚市の調査により判明し、貝塚市から下請契約等の解除又は二次以降の下請負にかかる解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。

貝塚市長 様

令和 年 月 日

(所在地)

(事業者名)

(代表者)

印

(契約書に押印する印鑑と同一印)

(代表者の生年月日) \_\_\_\_\_ 年 月 日

## 貝塚市暴力団排除条例（抜粋）

第8条 市長は、前条の趣旨を踏まえ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し、公共工事等に係る入札に参加するために必要な資格を与えないこと。
  - (2) 有資格者等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる場合にあつては、当該有資格者等を公共工事等に係る入札に参加させないこと。
  - (3) 有資格者等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる場合にあつては、必要に応じ、その旨を公表すること。
  - (4) 公共工事等に係る入札の参加の資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から一年を経過しない者であつて、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるものに対する前号に掲げる措置に準ずる措置
  - (5) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者を随意契約の相手方としないこと。
  - (6) 公共工事等について元請負人及び下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる場合にあつては、当該公共工事等に係る契約を解除すること。
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、公共工事等からの暴力団の排除を図るために必要な措置
- 2 市長は、前項各号（第3号を除く。）に掲げる措置を講ずるために必要があると認めるときは、元請負人及び下請負人等に対し、これらの者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出及び必要な事項の報告等を求めることができる。
- 3 市長は、前項の誓約書を提出した者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認めるときは、その旨を公表することができる。

## 貝塚市暴力団排除条例施行規則（抜粋）

第3条 条例第2条第3号の規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者
- (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 事業者で次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうち暴力団員又は前1号から前号までのいずれかに該当する場合のあるもの
  - ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）
  - イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者
  - ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであつて、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者
  - エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として条例第2条第4号に規定する公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者